

昭和三十年六月十一日(土曜日)

午前十時三十八分開議

出席委員

委員長 植原悦二郎君

委員 大橋 忠一君 須藤 菊池 義郎君

須藤 磨彌吉郎君 須藤 北澤 直吉君

須藤 福永 一臣君 須藤 穂積 七郎君

須藤 松本 七郎君

草野 一郎平君 並木 芳雄君

福田 篤泰君 高津 正道君

森島 守人君 戸叶 里子君

松岡 駒吉君

出席政府委員

外務政務次官 園田 直君

外務省参事官 寺岡 洪平君

外務事務官 島津 久大君

(大官房長) 下田 武三君

(外務事務官) 外務事務官 下田 武三君

(条約局長) 委員外の出席者

専門員 佐藤 敏人君

専門員 村瀬 忠夫君

六月八日

木更津飛行場拡張反対に関する請願 (福井順一君紹介)(第一九六四号)の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第七七号)

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第四四号)

国際情勢等に関する件

○植原委員長 これより会議を開きます。

○戸叶委員 帰国者が困った場合に、それを要する費用を貸し付けることは別に異存はございませんけれども、これを悪用する人がないでもないことがちょっと心配になるのです。それでたとえば移民などの関係でも、日本から費用を借りていきまして、向うで使ってしまったら、援助を受けてただ帰る、そういうふうな場合もなきにしもあらずと思えますが、そういう不正に対する取締りというふうなものはないかというふうにお考えになっていられるかを承わりたい。

○島津政府委員 ただいまの御質問の点はごもっともでございますが、実際の取扱いといたしましては、移民関係は移民に出ますときの移民の契約その他で第一次的には救済が必要なら救済をいたすことになっておりまして、今日までこの法律の關係で移民に適用した例はありませぬ。今後移民関係は極力ほかの面で救済するようにならした。この法律の關係の範囲には入れないつもりでおります。

○戸叶委員 移民関係はほかの法律と違うことはわかりましたが、それではほかの場合でこういうような不正の場合も起ることと思うのですけれども、そういうものに対しての取締りはどうですか。

○島津政府委員 それらの場合は出先の領事館が具体的にその場合々々に応じて十分調査をいたしました上で適用いたすことになりまして、

○戸叶委員 それはわかるのですけれども、なかなかそううまくいかないのじゃないかと思うのです。もう行ってしまっていて、それで出先の領事館で調べたときにはもうどうにも手がつけられないから、そういうふうな人たちは内地送還というふうなレッテルを張られる人たちが多いのじゃないかと思うのですが、この点はどうかでしようか。そしてなにもわかるところに伺いたいのですが、たとえば昨年度どのくらい国の費用をこれに充てたかということを承わりたいと思えます。

○島津政府委員 今日まで適用になりました件数が二十九件でございます。過去一年半であります。それで予算の点は、二十八年度の予算が百八万でございます。二十九年年度は、予算が二百四十四万、二十九年度は、予算が二百四十万でございます。支出済みの額が七十三万でございます。三十年年度は、四、五月分の暫定予算としまして三十万計上してございます。今日までの貸し付けました費用の合計が約百万程度になっております。地域別に申しますと台湾關係が十二名、タイが九名、フランスが三名、その他ペルーとアルゼンチンとイタリヤがそれぞれ一名ずつでございます。

○戸叶委員 貸し付けた場合に返ってきたというふうな例がございましてしようか。

○島津政府委員 今日まで回収できた件数は非常に少ないのでございまして、十一件ほどは回収できております。

○戸叶委員 今地域別に述べられましたが、これ以外の地には今までなかったわけでございますね。

○島津政府委員 先ほど述べました地域だけでございまして。

○植原委員長 他に御質疑はありませぬか。御質疑がなければこれにて本案に関する質疑は終了いたしました。本案は別に討論もないようでありまして、直ちに採決いたします。本案を可決するに御異議がございませんか。

○島津政府委員 御異議がなければさようでございます。

○植原委員長 御異議がなければさようでございます。

○島津政府委員 今日まで適用になりました件数が二十九件でございます。過去一年半であります。それで予算の点は、二十八年度の予算が百八万でございます。二十九年年度は、予算が二百四十四万、二十九年度は、予算が二百四十万でございます。支出済みの額が七十三万でございます。三十年年度は、四、五月分の暫定予算としまして三十万計上してございます。今日までの貸し付けました費用の合計が約百万程度になっております。地域別に申しますと台湾關係が十二名、タイが九名、フランスが三名、その他ペルーとアルゼンチンとイタリヤがそれぞれ一名ずつでございます。

○戸叶委員 貸し付けた場合に返ってきたというふうな例がございましてしようか。

○島津政府委員 今日まで回収できた件数は非常に少ないのでございまして、十一件ほどは回収できております。

○戸叶委員 貸し付けた場合に返ってきたというふうな例がございましてしようか。

○島津政府委員 今日まで回収できた件数は非常に少ないのでございまして、十一件ほどは回収できております。

○戸叶委員 それは二十九件のうちの十一件ですか。

○島津政府委員 さようでございます。

○戸叶委員 今地域別に述べられましたが、これ以外の地には今までなかったわけでございますね。

○島津政府委員 先ほど述べました地域だけでございまして。

○植原委員長 他に御質疑はありませぬか。御質疑がなければこれにて本案に関する質疑は終了いたしました。本案は別に討論もないようでありまして、直ちに採決いたします。本案を可決するに御異議がございませんか。

○島津政府委員 御異議がなければさようでございます。

○植原委員長 御異議がなければさようでございます。

○島津政府委員 今日まで適用になりました件数が二十九件でございます。過去一年半であります。それで予算の点は、二十八年度の予算が百八万でございます。二十九年年度は、予算が二百四十四万、二十九年度は、予算が二百四十万でございます。支出済みの額が七十三万でございます。三十年年度は、四、五月分の暫定予算としまして三十万計上してございます。今日までの貸し付けました費用の合計が約百万程度になっております。地域別に申しますと台湾關係が十二名、タイが九名、フランスが三名、その他ペルーとアルゼンチンとイタリヤがそれぞれ一名ずつでございます。

○戸叶委員 貸し付けた場合に返ってきたというふうな例がございましてしようか。

○島津政府委員 今日まで回収できた件数は非常に少ないのでございまして、十一件ほどは回収できております。

○戸叶委員 それは二十九件のうちの十一件ですか。

○島津政府委員 さようでございます。

○戸叶委員 今地域別に述べられましたが、これ以外の地には今までなかったわけでございますね。

○島津政府委員 先ほど述べました地域だけでございまして。

○植原委員長 他に御質疑はありませぬか。御質疑がなければこれにて本案に関する質疑は終了いたしました。本案は別に討論もないようでありまして、直ちに採決いたします。本案を可決するに御異議がございませんか。

○島津政府委員 御異議がなければさようでございます。

○植原委員長 御異議がなければさようでございます。

たしましては法務省でございます。そこで今度の場合はこれは入国管理局長から御説明申し上げる方が適當かと思ひますが、私の知っている限りにおきまして申し上げますと、五月に切れましたときに、日本側で通商の交渉に當つております商社の方面から、再三にわたる延長を政府に最初申し出たところとはなはだ違ふけれども、船のことについては話がうまくいかぬ、もう一月ばかり延ばしていただければよい、こういう話でございます。それでこれは法務省の方の關係でございますが、また延長しないで猶予期間を認めるということがよいではないかという事になつて、私の承知いたしましたところでは一月の猶予期間を認め、こういう経緯になつております。詳しくは方針などにつきましては入国管理局長に御質問願ひたいと思ひます。

○櫻井委員 それはほんとうは滞在期間を三月も一べん延ばしていただくべきだと思つておりますが、それがあまりたび重なるので猶予期間としても、やはりいろいろ事情を聞いてみますと、お聞きの通りだと一カ月では足りないわけですね。一カ月と申しましたももうこの月二十五日で切れるので、そういうわけで商談はまだ重要なものが継続中のご様子で、これは何かの国の利益することではない、日本の業者からも経済的な利益があるからというので強い申請がありますように、日本の経済交流にとつても利益があるの、どういふわけで延長できないのか、初めから三月、三月といふことで切るにしても、事情にして正当な理由があるならば、これ

は延ばしていただいてもいいのではなから、そういうことでもなく、経済上の正当な理由があつても、居留の期間の延長等について、他に国の利益を害するような事実があれば別で、彼にも、そういうことはなくて、彼にも、われにも経済的な利益のみ伴うことであつて、実情は延ばすために商談を延ばしているのではなく、単に商談が延びているために延ばしているから、どういふわけで一月の猶予期間で打ち切りになつたのか。あるいはもう一べん出直していただきたいという意味なのか、その間の事情を明らかにしていただきたい。三べんも四べんも延ばす限度がないから、一べんはお帰りのだ、またお見えになるならいらしていただきたいという趣旨で、こういうことを考えておられるのか、その間の事情を、腹のうちに、もう少し納得のいくような御説明を一ついただきたと思ひます。

○寺岡政府委員 ただいま私からちょっと御説明しましたように、商社間では一月の猶予でもけっこうであるといふことで、私も了解しておつたのでございまして、今櫻井委員の言われますように、なかなかそうはいかないといふ事情がございますれば、その事情につきましても、法務省とも十分お話ししまして折衝したいと思ひます。ただ、先ほども申し上げましたように、本件は最小限度の期間でなるべくその結果を上げたといふ當初の政府の希望もありましたし、民間商社の方といつても、三カ月あればまずできるだろうといふふうな話から始まつたこととございまして、と

にかく三回も延びるわけでございますから、その間のいろいろの事情も、実は何かその辺でまじめな努力が足りなかつたのではなかつたか。実は詳しく聞きますと、さつぱり交渉が進捗しておらぬ。一般の通商省の御意見も、もしも六月月話をしてまともでないようなものならば、実はまともでない公算が強いのだという議論もございまして、これがまあ政府の態度にいろいろ影響を与えておるといふことだけは私から申し上げられるのであります。外務省といつても、通商事務につきましても、方針といつても、期待しておるのでございます。何もじゃまをしておるといふことはございせんので、その点は御了解いただきたいと思ひます。

○櫻井委員 結末をつけておきます。それじゃ事情にして正当であるならば考慮の余地があるといふことを言明していただいたわけですから、もう一べん事情をよく調査いたしました、業者当事者からもまた、通商省、法務省にも同時に陳情はいたしますが、当然外務省にもそういうふうにお願ひに上ることがあるかと思ひます。その場合には、今のようにつゆとりのあるお考えで御処理願ひたいと思ひます。最後にもう一べんお尋ねしておきます。それは、今度また、たとえ三カ月延ばしていただきまして、また何か他のケースによつて話の途中のような場合がありまして、あまり長くなるから一べん帰つてほしい、何か正當な商談の目的があれば、そのときにはあらためて再入国を許す。このクルービソン氏に限りませんが、他の者にいたし

ましても、こういう貿易代表の人たちを入れるお考えは当然ございまして、ね。それをちょっとお伺ひしておきたい。

○寺岡政府委員 櫻井委員に御了解を願ひたいことは、本件は法務省が主管いたしました、外務省といたしましては意見を述べている立場でございますから、クルービソンの滞在延期の件につきましても、法務省が最後の決定権を持つといふことだけは一つ御了解を願ひたいと思ひます。方針といつても、事務上の問題がございまして、もちろん実益につきましても、商社との話し合いの円滑なる進捗ということについて大いに關心を持っており、その意味で法務省にも意見を述べているといふことを申し上げたのであります。本件の最終的決定はやはり法務省の所管でありますから、その点誤解のないように願ひたいと思ひます。

それから将来のことにつきまして、これと同じようなケースで話がまた出るといふ件につきましても、今までも申しましたような方針に従つて今後ともやるつもりでございますので、具体的なケースについて見なければわかりませんが、なるべく御趣旨に従ひたいと思つております。

○植原委員長 大橋忠一君。

○大橋忠一委員 この前の私のクエスチャニヤに対するお答えはきかめて満足なものでありましたので、そこで本日さらに質問をいたします。

実は大使の任命でございますが、これは申すまでもなく、主要なところだけに置くというのが原則でありまして、現在欧米におきましても、蕭々な国はそうむやみに大使を乱設しておりません。ただ中南米、東南アジア方面

のまだそのやり方の堅実じゃない国におきましては、いろいろ理由に基いて、むやみに大使を交換するという風があるようでありまして、蕭々な国においては大使なるものを乱設しております。従ひまして、日本も人口その他の点においてなるほど大國ではあります。また独立も完成しておらない今日の事情で、本来ならば大使なんかはなるべく制限をして慎むのが當然だろうと私は思ふのであります。従ひまして、今までの大使さへも実は多過ぎるという感じを持つておつたわけでありまして、今回のようにむやみに大使を作るといふことになりまして、日本もやはり蕭々じゃない輕佻浮薄な感じを与えて私は賛成しがたいのであります。こういう点について外務当局は、やはりアジアの新興獨立国とか中南米方面の國にまねてむやみに大使を乱設する、そういうやり方をとつておられるようでありまして、これに關する見解を承わりたいと思ひます。

○委員長退席、菊池委員長代理着席。

○園田政府委員 お答えをいたします。主要なところだけに大使を置くのが、堅実な國家では原則であるが、亂設をするのではないかとはいふ御意見であります。われわれはさういふ御意見は考へておりません。もちろん大使はみだりに設置すべきものではなく、重要な地点に置くべきであるといふ御意見はごもっともでございますが、その重要といふ解釈については、漸次その解釈が進展をしておると考へております。御承知のごとく、各國におきましては、大使と公使の見解といふものが相当以前とは變つてきておるとわれわ

これは考えておきます。先般から御報告申し上げました通りに、日本は戦後在外公館を一挙に縮小いたしました。今日においてはこれを拡大充実する段階にあると考えておりますので、御注意の点はよくわかりますが、そういう点を勘案しつつ濫設に陥らないように遂次所要の重要な地点に増設していきたくと考えております。

○大橋(忠)委員 しかし多数の大使を作っていくということになりますと、事実上東南アジア方面の他の国も全部これは大使にせざるを得ない。さらに数日前に回ってきた書類によりますと、ベルギーの代理公使からの要請によりますと、ボリビアにも一つ公使館を置く、しかもそれを大使にしてみたい、こういう要請がきております。ところがこれも、これから新たに移民もつき、経済関係がつかうということになりますれば、決して東南アジアに劣らぬだけの重要性が当然起ってくる。東南アジアは重要といつても中には実質的には重要なところがある。ボリビアあたりの方がはるかに重要になるかもしれない。その他中南米のドミニカにつきましても、移民が行き、経済関係が生ずる、また重要だ。ペルーのごときも多数の居留民がい

ます。チリもこれから大いに経済発展をする。中南米の方面も、つり合以上からいっても全部大使を置く、あるいは大使に昇格せざるを得ない、そういうふうになりますと、世界の最も不堅実なラインの大使濫設という方向にいくようになってしまいます。従いましてかくのごとき多数の大使館を一挙に作るということは不健全なやり方である、こう思うのであります。たとえ

ば中南米方面の公使館をどうされるつもりか、そういう点についてどうお考えになりますか、その点一つ御答弁願いたい。

○園田政府委員 ただいま御相談申し上げております通り、ボリビアには公使館、ドミニカにも公使館の設置をお願いしておりますが、将来ボリビアやドミニカ等は予算面あるいはその他の事情の許される段階になれば、やはり大使に昇格申請をすべきようになるかと考えております。従いまして、そのようになりますれば大使館の数が相当数ふえてくるということは予想されま

すので、そういう大使館を設置する場合には、御指摘の点等は十分留意検討をしつつやらなければならぬとは考えておりますが、以前と違いました、大使館の数がふえますことはやむを得ない今日の状態であると考えております。

○大橋(忠)委員 私はどうもそういう不堅実なやり方には賛成できないのであります。その問題は別といたしまして、ヴェトナムは今度大使館にする、アメリカもヴェトナムには大使を置く、ところがヴェトナムはアメリカには公使を置いておられるし、イヤー・ブツクによつてそういうことになっております。日本はヴェトナムに大使を置くが、ヴェトナムは日本に公使を置く、こういうふうになるのであります。その点一つお伺いしたい。

○園田政府委員 ヴェトナムも、日本に對しては大使館を設置する見込であります。

○大橋(忠)委員 向うもこちらに大使を置くことを希望するというならば一応納得がいきますが、アメリカに公使を置いてある国が、大使を日本に派遣することはちよつとふに落ちぬのであります。その点をもう少しお調べになりまして、もしも日本にも公使しか置けないというふうな事になった場合には、よろしくこちらも公使でつけよう。アメリカは、今政治的に非常に重大なときでありまして、世界の紛争の一つの中心でありますから、大使を置くことは当然であります。日本側に向うから公使をよこすのに日本から大使をやることは、はなはだおかしなことではないか。その点はどうか考えてまいりますか。

○園田政府委員 ただいま申し上げましたように、ヴェトナムは近日中に日本に大使を置く見込みでございます。アメリカは、やはり大使館を出しているようでございます。米、英、日、仏の四方国にヴェトナムは大使館を置く計画のようでございます。

○大橋(忠)委員 今言ったイヤー・ブツクによると、スイスも大使は置いてないようでありまして、全部公使であるように思いますが、そうすると日本だけ大使を置いて、スイスからはやはり公使というわけですか。あるいはスイスも日本に對して大使館にするという意味ですか。

○園田政府委員 スイスだけは、御承知の通り大使館は全然どこにも設置をいたしておりません。これはよく大橋氏の御承知の通りであります。

○大橋(忠)委員 もっと具体的な問題になるのですが、スイスは、国際会議の場所としてそういう大物の使節が必

要というならば、ベルギーあたりは、さしあたり兼任にしてけつこうだと思

う。ベルギーの兼轄のかわりにスイスに大使級の人間を派遣するというようなことを考えられたことがありますが、ことにフランスのごときは、相当フランス語のできる人がおるので、すが、そういう人も使ひ得るのであつて、スベアの大使を幾人も置く必要はないように思う。その点はどうか考えてしようか。

○園田政府委員 スイスは今度大使をお願いいたしておりますが、在スイスの大使館は、御承知のごとき英、米、仏、伯、伊、カナダ等でございます。とりあえずは専任で置きたいと考えております。

○大橋(忠)委員 ベルギーのごときは、実質的な仕事もないから兼轄でつけようだといふように考えておつた、もつと経費を節約する意味において、ああいうのはフランスあたりの兼轄にされて、そのかわりスイスならスイスにそういう国際会議用の大使を置かれるといふふうにせられるのが当然だろ

うと思つております。かくのごとき大使がたかさんでできるという場合においては、大へんな大使の数になる。ところが大使という格式を保つために、いわゆる大使を任命するというところにありますと、この前指摘いたしました通りに、結局は外務省出身のいわゆる古手外交官にいつてしまふ。そして向うへ行つてい

うなものができてしまふ。何ら働けない、全く無意味な存在になるおそれがあると思つて。そこで私としては大使を多数に置かれる場合においては、昔は領事か副領事くらいおれば足りるところまで大使を置くというならば、やはりかりに領事級のものでも大使に任命

し得るもつと幅の広い大使制度をとられぬことには、国家の費用が持たないし実情に即さない。現在でも相当幅を広げられておりますが、これも実は岡崎君のときに私がここで注意した結果、意見が一致してそういうふうになつたのであります。まだまだ足りないと廣げて、うんと下級の者でも任命し得る弾力性を持たせることが当然必要になつてくると思つて。そうして任命するに當つても格式に關係なく適任者である場合には、どんな下級の者でも大使という名を持つて活動し得る、そうしてその任を終つたならば公使にもなる、あるいは、本省に帰つても事務官になる、こういう弾力性のある大使制度を作ることがロジカル・コンクルー

ジョンだと思つておりますが、この点についてどうお考えですか。

○園田政府委員 ベルギーは財政金融の問題あるいは貿易の問題、あるいは石炭、鉄鋼等の關係もございまして、ベルギーにおります者にルクセンブルグの兼轄をさせております。外務省としては先般申し上げました通り、正式の国交の開かれた国に對してはその國に對する關係あるいはこれに對する尊敬の意図の關係もございまして、無理をいたしたまはしてでもできるだけ兼任は避けて専任をおきたい方針でございます。しかしそのあとで御指摘に相なり御注意をいたさされました大使、公使の幅の問題、人選等の問題は全く同感でございます。これは深く考え、將來の人事等の場合にはいかなる問題があつても、強く通さなければならぬことと考えております。すなわち大使の幅を廣くして下級者といえども大使につ

けるようにしよう、なおまた大使をか
りに終つて本省に帰つた場合におきま
しては、大使であつた者が再び局長あ
るいはその他の職につくことが当然で
あるかのような制度をとることがこそ
は、これは今日の大使、公使の格とい
うか、一般的な印象というものが変遷
してきたという意味におきまして、
あるいは少壮はつらつたる外交を進め
る意味におきまして、重大なことで
ございまして、ただいまの御注意
は、御注意をいただく以前から深く考
えておるところでございますから、そ
ういふ点は積極的に、今までの事務上
そういういろいろな障害があるとする
ならば、そういうものを改正しまして
でも進めていきたいと深く考えており
ます。またそれが戦後の變つた意味に
おいての大使、公使の席順、あるいは
これを増設することをお願いできる理
由になると考えております。

○大橋(忠)委員 大公使の人事を見ま
すと、大体において外務省の古手外交
官が盛んに起用せられるのでありまし
て、私は全部が悪いとは申しません
が、中にはいかかわしい人もおりま
す。それは何も今の重光外相になつて
からばかりではない。前の吉田外相時
代からわれわれとしては感心しないよ
うな人事が非常に多い。これは実にい
い人事だと思ふ人事もありませんが、
せんが、そういうものよりも首をかた
げるような人事が非常に多い。そこで
私はこの大公使の任命に当りまして、
一つ情実をやめてもらいたい。だれそ
れはおれの下におつたことがあるとい
う因縁で任命するとか、あるいは親類
だからどうこうするとか、そういった
情実や因縁によつてもの役に立たぬ

よくな者を任命することは私はふまじ
めであると思ふ。こういうことはぜひ
やめていただきたい。具体的には私
は申しませんが、抽象的に申しますと、
これだけは一つぜひやめていただき
たい。これに関する御意見はどうで
すか。
さらに人事について、たとえばセイ
ロンに今度大使ができる、だれを任命
するか、セイロンは御承知の通り小乗
仏教の非常に盛んなところでありま
す。ビルマにしても非常に小乗仏教の
盛んなところでありまして、ビルマの
とき非常に経済関係の重要なところは
そうはいかないかもしれませんが、セ
イロンのごときはむしろ非常に適任な
人があつたならば坊さんのような人を
一つやってみたらどうか、むしろなけ
ればそれははいて坊主でなければいか
ぬとは申しませんが、もしあればやっ
たらどうか。それからアフガンの大使
でありまして、これも説明書によりま
すといふ理由をいっておられます
が、私が戦前アフガンに参りました当
時は仕事一つもありはせぬ。そこで
何を公使館員はやつておるかといふ
と、同じ区域に住んでおる外国の公使
館員とテニスをやつておる。まことに
所在ないくらい。ここに説明すればな
るほどともう少しあるようであり
ますが、実際行つてみると仕事なんか
ありはしない。そこで結局どこにいく
とかいふと、金たためなつてくる。そ
こでアフガンに大使を送るなら送つた
だけの意味のある人事をやらなければ
ならぬ。これも私はそういう適任者が
あるかは知りませんが、アフガンは非
常に熱心な回教徒の国です。従つて向
うの回教徒と深く手を握つて、その基

盤において日本の経済的の発展を遂げ
るといふような回教徒——日本でも回
教徒のりつばな人がおる。そういうよ
うな人が得られ、かつ行けたら、そう
いうような人物色するというよう
に、實際送るならば血になり肉になる
役に立つ人事をやろうと努力してみ
る考えがないか、この点を一つ伺い
たい。

○園田政府委員 在外公館の人事に古
手の者を集めてくる、あるいは情実
に陥ることは十分注意しろという御意見
でありまして、全く同感であります。こ
大いに反省をいたしております。この
情実人事に關しましては、事務当局が
必ずしも情実ではなくて、自分が能力
を知つておる者を持つてきて外交を順
調にやろうという観点から、ややもす
ると情実にも陥る点もございましてし
よ、あるいはまた政党政治の弊害とし
て与党のいろいろな関係のためにそう
いふことが行われることもございまし
よう。しかしいづれにいたしましても
そういうことを排撃して、純粋な外
交の目的から人事をやることが当然の
ことでございますから、この点もよく
承りまして十分その方針が通ります
ように人事をやりたいと考えており
ます。

なお人事をやる際に、たとえばセイ
ロン、アフガニスタン等のお話を具体
的に出しての御注意でございますが、
そういう点も考慮の中に入れてやりた
いとは考えておりますが、この際ただ
考えなければならぬことは、今日の外
交が昔の外交と幾分變つて参りまし
て、経済的な問題あるいはその他農
業、貿易、こういう専門的なことに入
つてくるので、ややもすると重大な国

交の任に當る者として経済的な面が大
きくなつたという意味において、経済
的な専門家、民間者等を採用して必ず
しも成功しなかつた例もございませ
んが、また一面にはローマのヴァチカン
等におりました参事官等で非常な成績
を上げた点等もございまして、今仰
せられました点はよく留意して参考と
して人事を進めていきたいと考えてお
ります。

○大橋(忠)委員 私が先年アメリカに
行きましたときに、私は実は領事館な
どのお世話にはほとんどならなかつた
のでありますが、聞くところによると、
非常に経費が切迫して、そしてツ
ーリストの案内さえてきぬような状態
です。こういうような公館を置いて
も、これはむしろ西洋人、アメリカ人
との交際もできぬし、意味をなさぬと
思う。これは場所々々によつてむろん
一律ではありませんが、やはりもう少
し使ひ得る流動費用を増して、そして
その機能を發揮し得るだけの費用をや
らぬことには、置いてもこれは何にも
ならぬ、こういう感じを持つてしまし
た。聞くところによると、最近非常に
これもふえたそうでありまして、けつ
こうであります。今外務省としては、
こういう点についてどういふ努力を大
蔵省に向つてしておられるのでありま
すか。われわれも次第によつては応援
してもいいと思ふ。場所にもよります
が、そういう点についてどういふ処置
をとつておられるか。

○園田政府委員 在外公館が費用等の
關係で、ツーリスト・ビニョローミタ
いな状態になっておるといふ御注意で
ございまして、これはむしろいろいろ
な電報なり在外公館から歸つた者の報

告を聞いてみましても、外交官が最も
悲哀を感じておりますことは、日本の
海外旅行者の道案内的なことをするの
が在在外公館の任務であるというふう
に、むしろ彼らが押し込められておる
ことが、彼ら自身として最も悲哀を感
じているところでございます。これ
は費用の面ばかりでなく、海外に旅行
する方々のお考え等も、一つよろしく
お願いしたいと考えておるところで
ございます。経費の面につきましては、
終戦後外務省が終戦連絡事務所のな地
位に転落いたしましたので、ややもする
と、費用の關係からさらに通訳の地位
に転落するおそれなきにしもあらず
でございます。この意味におきまし
て、ほんとうの内政の頂点に立つて、
国家のありとあらゆる面を打開するた
めに、外交がその前衛として働くた
めには、やはりこの経費の問題が非常
に重大でございます。御承知の通り、戦
後各省は逐次国家財政の緊迫につれて
経費の縮小をされましたが、これが一
律に縮小されましたために、伸ばすべ
きものと縮めるべきものとの比率がう
まく参らずに、特に外務省のごとき
は、いろいろな關係から他省に率先し
て経費を非常に削減されております。
本年度の予算の折衝においては、皆さ
んの御支持によりまして、昨年よりも
他省と比較しては多少ふえた格好で
ございまして、ただ昨年比べてふえた
というだけでございます。外務省本
来の任務からいふと、まだまだ最低線
を満たす点まで達してありません。な
おまた金額の面ばかりではございませ
ず、たとえば外務省の使う経費の面
は、御承知のごとく工作費あるいは情
報費あるいは謀略費等、多数一般会計

報費あるいは謀略費等、多数一般会計

報費あるいは謀略費等、多数一般会計

において判断できないような問題がございませうが、終戦後これが報償費という名目に変えられまして、一般会計の中に入り、会計検査院の検査を受け、報告するような格好になっております。こういう経費の使い方につきましては、外交の特殊性というものを認めさせることに非常な困難を感じておりますので、こういう点についても、皆様方の御支援を受けまして、この外交というものの地位がもっと躍進をし、しかも内政の頂点に立つてありとあらゆる面を開拓するには、諸先輩各位の御支援をさらに賜わって、われわれといたしまして、絶えず各関係当局に向つて啓蒙啓蒙をやらなければならぬと考えております。

○大橋(忠)委員 ことに東南アジアの方面のごとき、私は特に今言った機密費的のものが必要であると思う。やはりごちそうをしたり、贈りものをしてたりしてフレンドをふやすべきである。ただ単に旗を立てて、あそこにいばつておるといっただけでは何も役に立たぬ。従つて私はどうしても、会計検査院の検査を受けなくてもいい経費というものをもう少しふやさぬことには、大使館を置いて公使館を置いて、そんなものは何にもならないということさえ思つておるのでありますが、一つそういう点もさらに考えていただきたい。われわれも必要ならば援助をするにやぶさかでありませぬ。

さらに領事制度であります。今度もまた領事を置かれるそうでありませうが、われわれが領事をやっておいた時代の領事制度から見ますと、日本の領事というものは実質的に仕事のないものであります。ことに英米の領事は、

コンシユネラー・インボイスであるとかシップス・クリアラランスというところが、北米沿岸の居留民の多いところの領事ならば、証明とかいろいろありましたが、今や北米においてはほとんど帰化して証明事務はない。そしてシップス・クリアラランスもなく、コンシユネラー・インボイスもない。通商貿易を進めると口では言うけれども、実際商売人は自分のルートでもって自分でやうような傾向でありまして、かえつてこちらから向うの日本の商社に行つていろいろ聞いて、そして通商報告をするというふうな状態のものであります。もしわれわれのやつておいた時代の領事制度というふうなものならば、いろいろ拡張してみたところが大した通商貿易の促進にはならない。戦後においてその制度がどういふふうに変えられ、現在どういふふうな具体的方法で、カサブランカとかその他に置かれた場合に、通商貿易の促進をやられるのか、その点の一つ具体的には私はお聞きしたいと思つております。

○園田政府委員 お答えいたします。在外公館の活動、領事の活動等は、現突には個別的なものがございます。従つてその活動分野にはおのおの特色がある次第でございますが、一方において最小限度まず大事なものは、今日日本の外交が国際外交の一環に立ち入る段階にある時期でございますので、まず第一に考えておりますことは、情報の収集でございます。すなわち、定期的な領事事情につき把握をしておかなくてはなりませんので、定期的な政治、外交あるいは経済統計に関する情報報

告、宣伝に関する報告、あるいは貿易その他の報告を逐次やらせております。そればかりでなく、各種の選挙あるいは政党、特に変転の多い各国の状況に即しまして、行政機構、政党に関する報告、あるいは評論機関等の報告等、情報を第一にいたしまして、第二に統計調査、続いて具体的な貿易諸問題のいろいろな契約等の推進をいたすやうにしております。

○大橋(忠)委員 私の言うのは、公使、大使ではなく、領事館制度についてお伺いしたのであります。そういう政治情報とか何とか、それは関係がないことでもないでしょうけれども、そんなことよりも通商貿易、居留民の保護というのが領事制度の本務なのです。ところがそういうふうな方面におきまして、居留民があまりいないところは、通商貿易、貿易促進のためにこれは置くが、どういふふうにして貿易の促進をしておられるか。彼らが実際の商売人であり、仕事に携わつたことがある人ならば、その報告なるものもいづゆるかゆいとところに手の届くような報告が来て、多少日本の実業家の参考になるかもしれないませんが、さもないとその報告なるものも新聞を翻訳して出すくらいのものであつて、ほとんど実務家の用をなさないことになると。従つて領事館を置いて、コンシユネラー・インボイスもなく、シップス・クリアラランスもないから、どこの商社がどういふ品物を送つているかもさつぱりわからない。そこでますますその報告なるものがつまらなくなる、こういうのが私は実情だらうと思つております。もう少し地に足のついた領事館制度を設けられぬことには、こんなものは幾ら拡張して

も経費を使うだけで何も役立たぬのじやないか。そこで具体的にどういふ方法でこの領事館あるいは領事館にかかわるような公使館をして通商貿易の促進をやつておられるか。たとえばその方面の有力者と交際して話合つて、積極的に日本の品物を見本を持ってきて売り返す、そしてそこへわざわざ人を出して調べるだけの資力のない人のために具体的な通商上の調査をやるか、あるいは向うの実業家と進んで交わりを結んで、彼らに日本の商品を買うやうな意欲を起させるとか、あるいは向うの品物で、ほかの国で買うよりも割安のいい品物があるならば、そういう品物を日本に報告して買うやうに働きかけるとか、そういうふうな具体的な仕事をやつておられるかやつておられないか、やつておられるならどういふふうにしてやつておられるか、そしてやつたことについて成績が上つたかどうか、これが実は私はお聞きしたかったのだけれども、この間の答弁には一つもそれがなかったのです。

○園田政府委員 領事館の任務につきましてはいまはたいま御指摘の通りでございます。貿易情報の収集あるいは商社の調査あるいは二世、在外日本人の調査等をやつておりますが、具体的に例をとつて申し上げますと、ロスアンゼルス、シカゴ、ニューヨークの総領事の輸出、箱スカーフの問題等は逐次進めておることは御承知の通りでございます。なおまたニューヨークの総領事館では今御指摘の中にあつた日本商品の紹介すなわちメーシー百貨店等を使つて日本の商品展示を行うという具体的な進めております。なおたいま御願ひしております。

サブランカの領事館の設置につきましては、カサブランカは御承知の通り西アにおける最大の貿易港でありまして、わが国にとつては西アとの貿易が前途きわめて有望でございますが、ただいままで現地に在外公館がなかつたために十分な市場調査ないしはあつせんがでなかつた事実にかんがみまして、本領事館を設置せしめて、こういう事項を重点的に所掌せしめ、あわせて回教民族独立運動等についての現状を的確に把握したい、こういう考えでございます。カサブランカでは現在まで何も調査等がございませぬので、市況あるいは産業につき事実を調査させ、あるいはたいま御指摘の商品展示や紹介等も逐次やらしたいと考えております。御承知のごとく日本の貿易派遣するあるいは情報を集めるというやうな業者は僅少でございます。中小企業者が集まつて貿易を再開するという状態、めくら貿易の状態でございます。そういう観点から、御指摘の点等を十分注意いたしまして、領事館の任務を逐次的に付与し、これを堅確に進めていきたいと考えております。

○大橋(忠)委員 絹のスカーフとかまぐるのカン詰めなんという問題はワシントンの問題でありまして、私は羅府の領事館がやるような仕事はあまりないというふうな思つておるのであります。しかしそんなことは別として、ぜひ一つ自分自身が商人になつたつもりで、そして中小企業の代表になつたつもりで、中小企業がこつちから行かなくとも商売ができるくらいに立ち入つて親切にやるというところまで行かぬ

第一類第四号 外務委員会議録第十七号 昭和三十年六月十一日

と、私はもうこの在外公館の意義といふものは実はなくなると思う。

さらに、こういうふうにして必要ならぬところにそういう趣旨の領事館を拡張せられるという事はむしろ異議ありません。けれども私が北米なんか回って歩きました感じたことは、中にはもう領事館なんかやめてもいいところが非常に多いんじゃないか、ポートランドのごときはまさに住むにはいいところでありすが、一体どういう仕事があるか、昔は居留民がたくさんおりまして、それが第一世で日本国籍を持つた者であるがゆえにそういうような仕事も多少あったのであります。今日はそれがみんな帰化してしまつて、そういうような仕事はない。もう二世、三世の時代に入ろうとしておる。従つて通商貿易の問題のごときも、領事館なんかにはたよるような貿易業者はおりません。自分のルートでやつていくのであります。私はああいうようなところは名譽領事館でけっこうだと思つて、ここに名譽領事館ということをおしすのは、これは私がシアトルにおつたときの例であります。英国のごときはペリーという名譽領事館のもとに書記生級のものを送つて実務をやらしてゐる。しかもこれは当時カナダも代表しておつて、なかなか交通往來のひんばんにある名譽領事館だ。そういう実質的な仕事のできる軽便な名譽領事館というふうなものを考へられて、今の制度とは違つたワーカブルな名譽領事館を置いたらどうかという意見を昔から私は持つておるのであります。従つて要するところに公館を拡張されることはよろしいが、要らぬところまでして位置のために位置を置くといふようなことでは、将来持つていけないときが来る。今は外貨も非常に潤沢でいいのでありますが、こんな状態はいつまでも続かない。必ず将来そういう困難な時代が来る。そういうような点も見合せられまして、外貨の一滴血の一滴という観点から、まだ経済的に独立もしてないというやうな日本でありますから、私は要らないところの領事館のごときはほとんどやめられたらどうかと思つて、むしろ要るところにほとんど設置することには、もしそれがさきに申しましたやうにはほんとうに間に合うならば私は異議ありません。そういう意味において、もう少し在外公館のほんとうの役割、やつておる仕事をまじめに検討されて、要らぬところがあつたら整理するという意図があるかないか、この点を一つ伺いたい。

○園田政府委員 在外公館を整理縮小すべき段階ではなく、むしろこれは戦後の外交の飛躍と相俟つて逐次拡張すべきであるとは考へておりますが、その在外公館を設置するに當つては、戦前の常識から来る以前あつたところに逐次置いていくという考へ方ではなくて、ただいま御指摘の通りに必要でなくなつたものと、あるいは以前はなかつたが今度は置かなければならぬものなど十分検討いたしまして、不必要なもの整理をするといふことは、全く御指摘の通りだと考へております。またそういう面についての整理は、今後逐次一方において不要なものは整理するとともに、一方重要なものは御相談をしたいと考へております。

上の経費の僅少なる時期においては、名譽領事等の制度はこれを利用して、これで済ませるべきものは暫定的な措置として済ましたいという考へ方もございまして、ただいまですでにベルギー、イタリア、オーストラリア、オランダ、ドイツ、スペイン、スイス、フランス等に名譽領事を任命して置いております。ただしこれは御承知の通りに外国人でございまして、イギリスの名譽領事とは違ひまして、イギリスの名譽領事とは違ひまして、国家公務員ではございませぬので、国家公務員の国家公権力を行使し得ないし、また国家行政組織法に載せてあります行政機関ではございませぬから、これに對して任務等が著しく制限されて参りますので、ことごとく名譽領事をふやしてそれと併せての僅少の折柄、ただいまの御注意等も十分考へてやりたいと考へております。御意見はまことにありがたく考へております。

なご太平洋沿岸の問題につきましては、ワシントン、オレゴン、カリフォルニア等の点は、戦前とは違ひまして商品販売網を通じて経済的に販路を開拓すべきときでございまして、こういう点は太平洋沿岸諸都市の購買力等をも考へて、さらにこれは考へなければならぬことであると思つて考へております。

○大橋(忠)委員 そう言われるともつともらしく聞えますが、実際問題として向うのビヂネス・マンが領事館などに頼むやうな、そんな者はおりません。それはそうといつたしまして、以上申し上げたやうに、私は必要ならぬところは置く、置く以上はそれに潤滑油を与えて積極的に仕事をやつてもらいたい。

い。それがためにはやはりどうしても査察を嚴重にしなければいかぬと思ふ。今までの査察使は外務省の先輩のうち、要するに非常におとなしい事なかれ主義の、ロボットのやうな人ばかりを送られてゐる。そうして結局悪いところがあつても見て見ぬふりをする。だから最後には妥協してしまつて何にもならぬといふことになる。ことに流動経費の潤滑油をたくさん与えらるゝとなつたならば、やはり彼らの活動を常に査察をして、事務が非常に多いところならば人をふやす、事務が全然なめて遊んで困るやうなところならば人を減らすといふやうにして、公館に弾力性を持たせる。そして経費が適正に使われてゐるか、よく活動しておるかどうかといふことを厳格に査察をして、鞭撻をし、監督をし、在外公館の莫大な経費をむだに使はぬやうにしなければならぬ。この査察制度についてはどういふお考へを持つておられるか。

○園田政府委員 まず初めに経費、人事の問題からくる在外公館の活動の不活発なる点につきましては、私も同様にお考へしておる点が多々あります。海外におきまして、他国の在外公館といふものは単に商品の見本ばかりでなく、その国の特色とする農産物もしくは林業などの基本政策に關する宣伝資料等も持つておるのであります。一つの公館に飛び込めば大体その国の、本國の政治、経済並びに商品等の概略がわかるやうな仕組みになっておりますが、わが在外公館は今まで経費の不十分な点やその他のこともございまして、ほとんど商品の見本等がないばかりでなく、日本業者との連絡が密接でなかつたわけでありまして、この点は戦後の日本外交が、国民との間のバルブが密接でなかつたといふ点とも相まつておりますので、こういう点は経費の点とも相俟ちまして十分考へてやりたいと考へております。

なご査察使の業務の遂行並びにその報告につきましては、これも大橋委員と同様に私は考へております。政務次官に不肖ながら就任いたしましたよ、直ちに査察報告書を取り寄せて私も見ましたところ、本省におきまして在外公館の業務を監督するのは、日々もしくは定期の報告あるいは逐次起るべき諸問題の解決等以外に、査察使の報告によつてその適正か不適正か、またはどういふことをやつてゐるかを見まして、査察使が帰つてくればこれに應じて当然人事もしくは経費あるいは在外公館等の配置、本省の外交行政の根本方針が逐次修正されていくのが当然であります。しかるにただいまで私が読みました査察使の報告には、御指摘の通りこれを讀みまして外交行政を修正し、もしくは根本方針を確立する上に参考になるやうな点は、遺憾ながら私も見出し得なかつた状態でございます。ただいままで派遣してあります査察使は、御承知の通り浜口、日高の査察使を派遣いたしました。ただいま北田査察使が派遣の段階にあり、東大から向うに参つております尾高教授をして経済的な査察をせしめるべく計画をしております。ただいま御指摘の点は私これを十分取りまして、また大臣もその方針でおりますやうで、出発する査察使にはそういう点を十分嚴重に数十分間にわたつて私自身からも詳細に注意をし、なお本委員会

における空気が並びに各委員の御注意等も具体的に指摘をして、今後査察使が査察を終つて帰つてからの報告において、少くとも人事や、あるいは行政上の参考にするべき資料を持つて帰れ、なおそのほか経済上の将来の見通しに対する査察もしてこい、このような点はすでに十分注意を与えておりますが、今後ともそういう点は特に注意いたしまして、日本の内政が行政管理の行政報告書によつてあるいは不正あるいは間違つた点等が指摘され、修正されますように、外務行政というものが査察使の報告によつてそういう成果が上るよう十分留意したいと考へております。

○植原委員 森島守人君。――なお、私は政府に対してちよつと申し上げておきたいのですが、政府の御答弁が懇切丁寧で、微に入り細に入ることもよろしいのでありますが、時間もなかなかとうとうとありますから、質問者の質問をまた繰り返して答弁するようなことは時間節約のためになるべく御注意下さつて、御意見の通りでありますと一言言えよらしい場合は、なるべくそういうふうにして時間の節約をお願いしたいと思います。

○森島委員 時間もないので、私はほんの二、三點御質問したいのですが、大使を交換することが世界的な風潮になつておる、この御意見は私はある程度賛成できる。しかしアメリカが中南米に全部大使をやつておるから、東アに国をなしておる日本が東アの諸国には大使しか出さぬということは、どうも重光さんの個人的な好みがあるように思われます。外務省の事務当局の中でも必ずしもこれに対して賛成をし

ておらぬということも聞いておりますが、この点は別に追究をいたしません。

それで私は、根本問題といたしまして、政令でもって外務省限りでもって御勝手に公使を大使にするというような制度が現存しておるところに、問題の根源があるのではないかと信じております。この在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案、この説明の第一にヴェトナム、カンボジア、セイロンとイランのことが書いてありまして、その説明によりまして、本年二月彼我間の合意が成立し、わが公使館を至急大使館に昇格せしめる必要があつた、こうあるのです。この昇格は、第五のところにあるが、在外公館増置令（昭和二十九年八月二十四日政令第二百四十三号）、これによつて昇格されたものですか、いかがですか、この点をお伺いいたします。

○園田政府委員 その通りでございます。二月合意が成立して至急大使館に昇格せしめる必要がある、これはどんなことを意味しておるのですか。作文のようなもので私は解しにくいのですが、速急に大使館にする必要があつたか、いなかという点を明確に御答弁願いたい。

○園田政府委員 相手国との話し合いによりまして話し合ひができましたので、そうきましたわけでございます。○森島委員 今の御答弁は私は非常に不満足です。二月や三月月延ばせないうことは絶対に私はないと思つて、これは要するに政令でもって勝

手に既成事実を作つて、まあ外務委員会が知識があるかないか私は知りませんが、知識のないのに乗じて既成事実を国会に押しつけるというやり方だ、この判断せざるを得ないのであります。この点はどうお考えになつておるか。

○園田政府委員 政令に許されたる国会閉会中の昇格設置等は十分制限をいたしまして、必要やむを得ないもの以外はしないように十分注意しているつもりであります。決して外務委員会が知識がないわけではなくて、あまりに知識が豊富であつて事務当局が困つておるような実情であります。

○森島委員 今の御答弁はまことに人畜を食つた御答弁です。私は彼我の間に合意ができて二月や三月月延ばせないう理由が絶対ないと思つて、かくのごとき外務省のやり方を今後は排して、法律を改正するかしないかという問題はまた別個に考えたかと思つておられますが、政令によつてやる方針を今後おとりになるか、いなか。この点について明確な御答弁をいただかなければ、この法案全部は私の方としては通せない、こういうふうにお考えます。

○園田政府委員 政令の運用に關しましてのとにかくの行き過ぎ等があるかも知れませんが、率直にこれは反省をいたします。ただしこの政令で設置される道がふさがれまじと、たとえ今日行われております日ソ交渉が妥結しても、国会が開かれます法律改正が成立するまでは大使の交換等ができないといふようなことも出て参りますので、今までの運用上等にもし誤まり、行き過ぎがあるとするれば十分注意をいたしま

して検討いたしますので、今までの欠点によつてこれを閉ざすといふようなことは、ごかんべん願ひたいと考へております。

○森島委員 たいま従来の取扱ひにあやまちがあつたらという御答弁のようです。私はあやまちがあつたと思つた。ラオスやカンボジアやこの辺の国と二、三カ月延ばしたつて何ら差しかえない。私が聞きたいのは、要するに至急大使館に昇格せしめる必要があつたというのは、彼我の間に合意が成立した、その事実だけしかないので、これは全く作文です。その点について大臣にもつと明確なる答弁をこの際求めておきたいというのが私の趣旨だったのであります。大臣の御出席がないので政務次官にお聞きしてもいいですが、この点について明確なる一つお約束をしていただきたい。

○園田政府委員 たいまの点は大臣によく申し伝えておきます。今御質問になつた理由につきましては、私は相手国と話し合ひができたという以外には、特に申しわけをする理由はないようでございますので、率直におわびを申し上げます。

○森島委員 私は大臣からの御答弁を留保いたしましたので、この次の機会に大臣から明確にこの点に対する御所見を聞くことにいたします。もう一つ、もしこの法律が通らなかつた場合には、外務省としてお困りになるだろうと思つたが、その点は実質的にどういふふうなことになるかと考へておられるか、その点お聞きしたい。○園田政府委員 すでに国会の委員会に正式に法律の改正として御相談申し上げました以上、各委員の御意見によ

つていけないことになればそれを無理に政令等を懸用いたしまして、外務省の意見を通そうなどという不遜な考へ方は絶対に持つておりません。御注意をいたしましてこの法案に御了承いただきたいと念願する次第であります。

○森島委員 率直な御意見を承りましてまことにけつこうなのですが、もし通らぬ場合には予算措置その他においてどういふ結果を来たすか、この点に対する御答弁がなかつたやうですが、念のためにこの点の御答弁をお聞きいたしておきます。

○園田政府委員 たいままでいろいろ苦心をいたして御支持をいただいた予算が、この法律が通らなければそのまま残置されるだけでございます。予算上いろいろ問題は起らないと考へます。

○森島委員 予算が通らぬというの、大使館昇格に關する分だけではない。その点はどうなりますか。○園田政府委員 その通りでございます。○森島委員 けつこうであります。○戸叶委員 条約局長に一つお願いがあるのですが、列國との国交回復の状況が、もし一覽表になつておりましたら、それを一つ提出していただきたいのです。○下田政府委員 最近作り直したのができておりますから、さつそくお届けいたします。○植原委員 たいまおこつた御答弁を御慮願したいと思つて、大橋君の質問に領事館制度の問題がありました。が、人事の問題もありません。

領事館をほんとうの通商問題を専門にするように、たとい總領事であつても練達権能の士は大使の待遇まで受けることができるような、英国式のような制度に替えて、——領事館を外交官の昇格のステップ・ストーンにするようなこの制度を改めない限りは、ほんとうの通商上の問題が解決できぬと私は考へておりますが、この点について政府から御答弁を願ひたいと思ひます。

○園田政府委員 今の点は事務的にも何ら支障はないようでございますので、十分御注意を承りまして、そのようにしたいと考へております。

○榎原委員 これにて本案に関する質疑は終了いたしました。森島守人君の御質問に対する大臣の御説明を願つて、本案は次会に採決したいと存じます。さように御了承を願ひます。

○榎原委員 次に国際情勢に関する件について政府当局に質疑を行うことといたします。森島守人君。

○森島委員 新聞で伝えておるところによりますと、ワシントンにおける濃縮ウランの話し合いが相当迅速に進んでおるようであります。なお参議院だと思ひますが、トルコとの条約の第九条を条約の本文からはずして了解事項としてやるのかやらぬとか、そういうことを見たのですが、了解事項と申しますと、日本政府に対する法律的效果はどういうものであるかという点を伺ひたいのです。根本からいって、当然条約に入れるものならば何も了解事項にしないでも入れればよい。ただしこれを削除するならば了解事項と申すものにして、いかにもイン

チキなべてん師式なやり方はやめなければいかぬと私は個人的に考へております。法律的效果について条約局長の御意見を承りたい。

○下田政府委員 条約の中の条文にいたします事項は、仰せの通り、それを當事国間の権利義務として明確に規定することに値する事項でなければならぬと存するのであります。ところが発電用原子炉の問題は、現在特に日本側の事情から見まして、これを供与し

てくれ、また受け取るという権利義務の關係で規定すべき事項ではないといふように存じております。つまり時期尚早であると存じております。しかしながら、ただこういうことは言つても差しつかえないのではないかと思ひます。将来日本の原子力の平和的利用の研究が進みまして、日本でも発電用にこれを利用しようかというようなことを考へた場合には、もし日本が希望すれば、アメリカはその可能性について協議に応ずるかどうかということを開きまして、そういう場合には御相談に

応じますということぐらゐを先方に言わしておくといいことは、これは日本においては何ら縛られなくて、しかも日本が将来アメリカ、ソ連、イギリス等を見比べまして、やはりアメリカの何が合理的に安いということでありましたならば、将来利用の道をちよつとあけておくということに相なりますので、そういうような両方のやり取りを議事録に載せて残しておくということでありましたならば、しごく適當ではないか、ただいまそういうふうに考へております。

○森島委員 今の御答弁まことにごもつものように聞えますが、おそらく

はアメリカ側に押されてやむを得ず了解事項に入れるというのが政府の立場であることは、万人が認めると思ひます。もしそういう必要があるなら、その必要が起きたときに、あらためて御交渉にならばいい、了解事項等に入れる必要はないと私は信じております。もう一応明確な御答弁を願ひたいと思ひます。

○下田政府委員 アメリカは、トルコとの協定の九条を入れることをちよつとも欲しておりません。これを何らかの形で入れるかどうかということも、もつぱらわが方の利益になるかどうかという観点から定めたいと思つております。

○森島委員 もし日本の方で絶対に必要だといふふうにお考へになるなら、何ら懸念は要らぬと思ひます。条約中にりつぱにお入れになればいい。そこに入れるとか入れぬとか言つているところに、私は交渉の過程において疑ひ得るものがある、こう思ふのです。私は九条をはずして、了解事項を取りきめるということはおやめになった方がいい、こう存じておりますが、この点あらためて御答弁を願ひたい。

○下田政府委員 日本側が希望した場合に、将来応ずるといふことを、条約中の権利義務の關係において規定することは、先ほど申しましたように、時期尚早であると思ひます。ただ日本側のために将来の道をあけておくということでありましたならば、これは日本にとつてマイナスにはならないで、むしろプラスになる。プラスになることであるけれども、条文中の権利義務の關係を規定する事項として設けることは時期尚早でありますから、どうして

も議事録なり何なりの、一段下つたもので書いておくということが適當ではないかと思つております。

○森島委員 九条はそのまま了解事項として残される予定なのですか。

○下田政府委員 ただいまのところ、九条を、そのままでありませんが、非常形の変つた形において議事録にとりこめようかと存じております。

○森島委員 御答弁はきわめて不満足なものです。これはアメリカに押されておやりになつていふことを隠していらつたことは、争われぬ事だ、こう確信いたしました。その点につきましても關係大臣の御答弁を求めることによつて、私の質問はこれで打ち切ります。

○松本(七)委員 協定の中に正式に入れることが時期尚早である理由は、どういふところにありますか。

○下田政府委員 まず供与を受ける日本側の立場から申しますと、日本側はまだ発電用原子炉を受けるといふ体制にないようでございます。これは外務省よりも、経済審議庁、また關係の學者の意見を聞きましても、やつとこれから濃縮ウランニウム、実験用原子炉をもちつて、これから研究していくといふことではありますので、発電用原子炉を今もらうといふことは、現実から見ますとだいたふ先のことになる。従ひましてそれを直ちに権利義務の關係として規定することは時期尚早であらうと思ひます。

○松本(七)委員 濃縮ウランを受け入れるか受け入れぬかという問題は、技術家その他の意見を聞いてみると、非常に急がなければならぬということがトルコの場合でも、日本よりはるかに

おくれている。しかもトルコの場合は協定が十年間、そういう先のことまできめながら、やはりああいふ九条を入れていける。ですから、日本がこれを入

考へても今の御説明だけではわかりません。もう少し具体的に、トルコと事情がどういふところが違ふのか、そういう点を明らかにしていただきたい。

○下田政府委員 トルコはトルコの事情があるでございませう。それで九条はトルコ側の希望によつてアメリカが応じたという経緯になつておりますから、トルコ側の気持は、あるいは将来までもアメリカの供与を確保したいという気持かも知れません。しかし日本側は、ただいまの學術關係者あるいは主管庁たる経済審議庁の考へからみましても、まだアメリカから将来発電用の原子炉をもちつていふ方針はきまつていないようでありませう。その方針をきめること自体が、まだなかなか先でないときまらないう現状で、これを協定中の規定にすることはおかしいと思ひます。

○松本(七)委員 それならば、了解事項にも入れなくてもいいのじゃないかと思ひます。将来あらためて交渉したいのじゃないかといふことになりはしませんか。

○松本(七)委員 どうもそのところがすつきりしない。一方においては時期尚早だといながら、片一方にやはいり何らかそこ道をつけておきたいという、その相反した意見をそこで妥協したような形が見える。私なんかの考えるところでは、本来は協定の中に入れたかったけれども、これは国内でもいろいろこの九条の趣旨のことが問題になるので、表面には出さないで、隠れた形で了解事項くらいにとどめて、その道だけは残しておこうじゃないか、そういうふうな便宜的な手段のようには私も解釈できるのですが、それならそれで率直にその事情を言っていた方がいい方がすつきりした説明になるのですが……

○下田政府委員 国内にも、トルコ協定よりなものを入れた方がいいという意見もあるのをごさいます。しかしそれは私どもからみまして、現実の権利義務の関係として規定するのはおかしいというわけでありまして、ありますから、先ほど申し上げましたような現段階にがんがみまして、最も適当な形で、条約に関連する文書の中でちよつと触れておくという解決策をただいまとっているわけでありまして。

○戸叶委員 先ほどからの条約局長の御答弁を聞いておりますと、協定のどこかに——しまいの方でしようけれども、了解事項として道を開いておいた方がいい、こういうように了承したのですけれども、もうちょっと根本的な問題として、了解事項というものがどの程度拘束力があるかということが問題になってくると思ひますが、協定なり何なりに付属した了解事項というふうな場合と、それから了解事項が

別個の形で出た場合と、そのときの違いはどうなるか、伺いたい。

○下田政府委員 それは了解事項の内容によりますと思ひます。了解事項でも本文の規定を直接引用しまして、本文の規定が大綱を定め、了解事項で細目を定めるという関係に立っております場合には、これは法律的に本文と同じように権利義務を発生させることに相なります。しかしながら了解事項で将来の方針とかあるいは政策を宣明したという場合には、これは権利義務の関係には生じないわけでありまして、それから本件の場合は了解事項という名の文書になるわけではございませんで、議事録中に掲げられた一つの了解ということになるわけでありまして。

○松岡(駒)委員 関連して、先ほど来の答弁を聞いておりますと、日本において必要を感じる場合において、アメリカがこれに対して協力をしなければならぬと義務づけられることは、アメリカとしてはごめんだというので、条約からはさうとうことをアメリカが考へておるのであるか。それ以外にどうも考へ方がないような気がするもので、その点を明確にさせていただきたいと思ひます。

○下田政府委員 この問題は、アメリカ側としては全く日本だけの利益のために置こうとする問題であるから、日本側が自由におきめになったらよからうという態度であります。

○松岡(駒)委員 それであるとするならば、日本が何も義務づけられないで、アメリカの濃縮ウランを用いることによって、さらにこれを平和利用として発展せしめ得るといふ確信の得られた場合においてのみ、アメリカが相

談に応じなければならぬというならば、日本にとつては何らひものつくものではなくて、アメリカが義務をむしろ負担するものであるから、これであるならば条約のうちに明確にすることの方が利益であつて、何らの害なきものという判断ができるのが当然じゃないかと思ふのです。しかるにそれを条約のうちからはずして、——一部にどういう議論があつたか知らぬが、私は議論の余地がないような気がする。しかるにそれを簡単にはずしてしまふということをすると、森島君がさつき御質問になりましたように、何かそこにはかくれたものがあるのではないかと、いふような嫌疑の念を持たすだけのことであります。ことにアメリカに対して日本は非常に遠慮して物事をやらなければならぬというような作爲的な宣伝的な議論すら行われて

いる場合において、何がゆえにきやうな態度をとる必要があるのか。これは日本の外交のためにむしる避くべきではないか。日本が義務づけられない限りにおいては、アメリカの方に義務を負担せしめるという立場をとる限りにおいては、明確に条約とするのが当然ではないか、私はこう考へるのです。これについての見解をお伺ひしたい。

○下田政府委員 アメリカ側といたしましては、これはアップ・ツー・ジャパンで、日本の利益のためですから、日本がいいようにしたらよからうという態度であります。この問題が紛糾しておりますのは全く日本側の内部の事情にあるのをごさいます。日本の内部の考へがちつともままとつておりません。ある字者のごときは一たん不明を恥じ、また不明を恥じないというよう

なこと、日本側の内部の意見が実に支離滅裂なのであります。それらを私どもはほんとうに冷静に考えました場合に、やはり日本の利益になることなれば、これはむしる何らかの形で書くべきである。何らかの形で書くという場合に、現実の法律的な権利義務の関係として規定すべきかあるいは将来の問題として書くべきかということになります。これはアメリカ側も日本側も直ちに発用原子炉を今授受するという段階にはないのでございまして、これはやはり将来の問題として、将来の問題であることになりましたならば、やはり将来の問題であるにふさわしい形で触れるということ以外に、解決の方法はないと存するのであります。

○北澤委員 ちよつと関連して、今の濃縮ウランの問題ですが、きようあたりのワシントン電報によると、どうも日本の主張がわからない。協定からはずして了解事項に入れてくれ、こういうことをいつている。どうも最近日本の政府のやつていることは、余剰農産物の協定にしましても、今度の濃縮ウランのことにしましても、国内の感情的ナシヨナリズムに支配されて、つまらぬと言つてはおかしいですが、枝葉末節のことにとだつて大きなことをはずしてはいるのだ。一体日本の政府がそういう一部の世論の動きに左右されて、どうも態度がまちまちで困る。何か日本がだだをこねているのだという印象を受けておられることが新聞にあつたのでありますが、私の考えから申しましても、もし将来日本が原子力発電についてアメリカの協力を得たというのなら、それが将来問題として

しても、これは協定に書くべし、また必要がないなら協定からはずして了解からはずす。協定からはずしてくれ、了解には入れてくれということじゃ、私はアメリカの方でもわからぬと思ふ。そう一がいにはいかぬのです。その点私はあまり政府が一部の世論の動きに遠慮し過ぎると思ふのでありまして、政府はもつと国内の世論をよく見て、一貫した方針で交渉に臨まなければいかぬと思ふのです。世論の一部にひもつきがいかぬという議論があるから、これに遠慮して協定からはずす、ところが実は将来原子力発電には協力を得たい、だから了解に入れたい、こういう矛盾した主張をやる、ますます日本政府の信用がなくなると思ふのですが、その点は、必要なら協定に入れる、必要ないならば協定からはずす、了解事項からはずす、こういうふうなはっきりした態度で臨んだらどうかと思ふのですが、政府の意見を伺ひます。

○下田政府委員 まことにごもつともであります。仰せの通りアメリカ側は、一体日本はほしいのかほしくないのかわからぬという状態にあるようであります。日本政府の態度は一貫しておつたのですが、日本の世論、新聞がそのままアメリカに反映いたしましたので、アメリカでは不審に思つておるのであります。第九条の問題も、実は国内でやかましくなりました前に、外務省の一番最初の訓令において、落せということをはっきりいつておるのであります。日本の利益になるならば協定に現実な権利義務の関係として規定すべきでないというのを外務省は認めましたので、これは落せということ、まだ日

本でこれが問題になる前にいつておつたのであります。その通り一貫しておるのであります。

○松本(七)委員 今の局長のお話によつても、アメリカ側は日本の利益本位でどうでもいいという態度でおるわけでしょう。それならばなおさらこれをわざわざ了解事項に入れなくても、全然落してしまつて、濃縮ウランだけ受けて研究して、ある時期になったら、一つここまで来たから発電所の方も頼む、こういう申し入れをすれば喜んで了解してくれるだろうと思う。そういうことで了解してもらえない危険があればこそ、そういうことを協定に入れないから、せめて了解事項でこのならば話はわかる。いつでも向うは日本のためにやってくれるという了解があるにもかかわらず、わざわざ了解事項にとめておくことがわからない。今局長は二つ意見があるということを言われました。了解事項として議事録にとめておくやり方と、全然落してしまふ方法がいいという意見もある。だから選択の余地があるだろうと思うのですが、今後すっかり落してしまつて、すっかりした形にする余地があるのかどうか。もしあるとすれば、われわれは国会としての意思を具体的にはつきりさせる必要がある。そのことが一つ。

もう一つは別な問題で、この間から海馬島の漁夫の死体の引き揚げに対して協力をお願いしておきましたが、その後どうなりましたか、その御報告を願ひたい。

○下田政府委員 第一の問題につきましては、仰せのように適当な形で残すが、あるいは全然落すかという二者あ

るわけでありませう。これは外務省の当初の訓令で協定から落して議事録に入れるというのをいつてやっておりますので、この際また方針を変えるという事はないかと存じております。

第二の問題につきましては、最近ソ連の赤十字の方から日本の赤十字に対して、死体引き取りの用意ができたから引き渡すという電報が参りまして、たしか六月二十日ごろと指摘してきたと思ひます。直ちに關係各省で相談いたしまして、遺族の方の強い希望によりまして、日本側から船を出しまして死体引き取りに行くことに最近きまりました。遠からず引き取りが行われるものと考えております。

○松本(七)委員 いづごろ引き取りになりますか。

○下田政府委員 六月二十日前後に死体引き取りが行われると思ひます。

○森島委員 私ははずす方がよいと思つて居るのですが、万が一議事録の一部に残すということになった場合に、国会の審議にかけられるものと思つておりますが、その点いかがですか。

○下田政府委員 議事録は法律的に権利義務を規定するものでございませんで、これを国会の御承認の對象として提出いたさないことに相なると思ひます。ただもちろん隠す必要のない文書でございまして、お目にかけまして参考資料としては差し上げることになつてと思ひます。

○植原委員長 今いろいろここに濃縮ウラニウムの問題は御議論になつたようになつた重要な問題だと思ひます。この御議論に現われたことは、私は実に重要な点だと思ひます。どうか政府としては慎重に御考慮をしていただ

きたいということ、私は委員長として申し述べておきます。きわめて重要な点であります。

次会は公報をもつてお知らせいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十二分散会

〔参照〕

国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

(都合により別冊附録に掲載)